

創業支援融資『知産』内容

商品名	創業支援融資『知産』
対象者	以下のすべてを満たす法人または個人事業主の方 <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫に口座を有する（または同時に開設可能な）方 ・当金庫の会員資格を有する方 ※法人の登記住所、営業地（個人事業主の方においては居住地または勤務地）のいずれかが当金庫の営業地区内（神奈川県横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡、高座郡、愛甲郡愛川町、東京都大田区、東京都町田市）にある方 （注）営業地区内であっても、登記住所、営業地が取扱店から遠方など、取扱できない場合があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・創業1年以上5年未満の方 ・反社会的勢力に該当しない方。
資金使途	事業性資金（運転資金または設備資金）
融資金額	500万円以内
融資期間	運転資金：3年以内 設備資金：5年以内 （いずれも据置期間最大1年間を含みます）
融資利率	2.500%
融資利率タイプ	固定金利
返済方法	毎月元金均等割賦返済方式となります。
返済回数	最大60回以内となります。
返済日	任意の日にちをお選びいただけます。 ※ご実行の日にちと毎月の返済日を同じ日にちにすることはできません。 ※ご返済日が当金庫の休業日の場合は、翌営業日となります。
手数料等	ご融資実行時に新規実行手数料2,200円（但し新規融資取引される場合は別途11,000円）をご負担いただきます。また、契約書印紙代をご負担いただきます。
保証人	法人：必要に応じて代表者 個人事業主：原則不要
担保	審査に応じて必要になる場合があります。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・決算書2期分・履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）・創業計画書（または中期事業計画書）・連帯保証人になれる方の顔写真付本人確認書類（運転免許証等）・許認可が必要な事業の場合、許認可証・その他設備資金における見積書、領収書等審査に必要となる書類（お客様の状況によりお願いする場合があります）
苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時、電話：0120-828-833）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 神奈川県弁護士会（電話：045-211-7716）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお問い合わせください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ご融資実行後、ご希望に応じて創業支援機関である「公益財団法人神奈川産業振興センター（KIP）」または「公益財団法人横浜企業経営支援財団（IDEC横浜）」等とのブリーフィングの機会を設けていただいております。 ・融資ご実行後、少なくとも年二回程度ヒアリングの機会をいただけますようご協力ください。 ・お申込みの際には審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・ご返済額の試算については、当金庫の本支店にお問い合わせください。

このまちの未来をともにつくる

